

勤務条件

今回の選考の結果、採用された場合の令和7年8月1日からの勤務条件は次のとおりです。

職種区分	パートタイム会計年度任用職員（文化財発掘作業員）
任用期間	令和7年8月1日から令和8年3月31日
勤務内容	市内各所の発掘調査現場での埋蔵文化財発掘作業
勤務時間	9時00分～16時00分（休憩：12時00分～13時00分）
勤務日	月曜日から金曜日までの所属長が指定する日 ※業務が発生したときのみ勤務 令和4年度実績：10日間 令和5年度実績：6日間
勤務場所及び 勤務内容の 変更の範囲	（勤務場所）市内各所 （勤務内容）変更なし
実労働時間	6時間もしくは3時間（全日もしくは半日）
報酬	時給 1,141円※
通勤手当	なし
期末勤勉手当 （賞与）	なし
退職に関する 事項	1 任用期間が満了した場合には、当然に退職となります。 2 辞職手続 原則として、退職する30日前までに届け出ること。 3 退職手当 支給なし
社会保険	加入なし
雇用保険	加入なし
給与支給日	前月11日～当月10日までの出勤時間数分を月額として当月21日に支給（金融機関が休みの場合は、その日前の最も近い営業日）
有給休暇	なし
分限処分 懲戒処分	地方公務員法の適用を受けるため、 ・法令や上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 等に反した場合は、減給、停職、免職等の処分の対象となります。

※最低賃金の引上げや人事院勧告等により、年度途中に変更（増額の場合、遡り適用となる場合あり。）が生じる可能性があります。あらかじめ御了承ください。

以上の他は、「敦賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担当：敦賀市文化交流部文化・交流推進課

TEL：(0770) 22-8152（直通）